

令和2年定例会 提出議案件名一覧表

| | | |
|------------------|---|----------|
| 議案第1号 | 令和元年度三重県一般会計補正予算(第8号) | ※3月2日採決済 |
| 議案第2号 | 令和2年度三重県一般会計予算 | |
| 議案第3号 | 令和2年度三重県債管理特別会計予算 | |
| 議案第4号 | 令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 | |
| 議案第5号 | 令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計予算 | |
| 議案第6号 | 令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 | |
| 議案第7号 | 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算 | |
| 議案第8号 | 令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 | |
| 議案第9号 | 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 | |
| 議案第10号 | 令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 | |
| 議案第11号 | 令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 | |
| 議案第12号 | 令和2年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 | |
| 議案第13号 | 令和2年度三重県港湾整備事業特別会計予算 | |
| 議案第14号 | 令和2年度三重県流域下水道事業会計予算 | |
| 議案第15号 | 令和2年度三重県水道事業会計予算 | |
| 議案第16号 | 令和2年度三重県工業用水道事業会計予算 | |
| 議案第17号 | 令和2年度三重県電気事業会計予算 | |
| 議案第18号 | 令和2年度三重県病院事業会計予算 | |
| 議案第19号 | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例案 | |
| 議案第20号 | 地方独立行政法人法第十九条の二第四項の条例で定める額を定める条例案 | |
| 議案第21号 | 三重県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例案 | |
| 議案第22号 | 三重県水産業及び漁村の振興に関する条例案 | |
| 議案第23号 | 三重県防災対策推進条例案 | |
| 議案第24号 | 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案第25号 | 三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案第26号 | 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案第27号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案第28号 | 三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援基金条例の一部を改正する条例案 | |

| | |
|--------|---|
| 議案第29号 | 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第30号 | 三重県国民体育大会運営基金条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第31号 | 三重県手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第32号 | 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第33号 | 三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第34号 | 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第35号 | 三重県県税条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第36号 | 子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第37号 | 三重県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第38号 | 食品衛生の措置基準等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第39号 | 三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第40号 | 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第41号 | 三重県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第42号 | 水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第43号 | 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第44号 | 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第45号 | 三重県中小企業・小規模企業振興条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第46号 | 三重県立職業能力開発施設条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第47号 | 三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第48号 | 三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第49号 | 三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第50号 | 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第51号 | 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第52号 | 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第53号 | 三重県文化財保護条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第54号 | 三重県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第55号 | 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第56号 | 三重県水道供給条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第57号 | 三重県木曾岬干拓地わんぱく原っぱ条例を廃止する条例案 |

| | | |
|----|------|---|
| 議案 | 第58号 | 三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター条例を廃止する条例案 |
| 議案 | 第59号 | 包括外部監査契約について |
| 議案 | 第60号 | 防災関係建設事業に対する市町等の負担について |
| 議案 | 第61号 | 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について |
| 議案 | 第62号 | 土木関係建設事業に対する市町の負担について |
| 議案 | 第63号 | 工事請負契約について（一般国道421号（仮称）いなべ大橋）道路改良（橋梁上部工）工事 |
| 議案 | 第64号 | 工事請負契約について（一般県道香良洲公園島貫線（香良洲橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事） |
| 議案 | 第65号 | 工事請負契約について（一般県道信楽上野線（新服部橋）橋梁耐震対策（橋梁上部工）工事） |
| 議案 | 第66号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 議案 | 第67号 | みえ県民力ビジョン・第三次行動計画の策定について |
| 議案 | 第68号 | 三重県環境基本計画の変更について |
| 議案 | 第69号 | 三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について ※修正案は資料1-2のとおり |
| 議案 | 第70号 | 三重県新エネルギービジョンの改定について |
| 議案 | 第71号 | 三重県観光振興基本計画（令和2年度～5年度）の策定について |
| 議案 | 第72号 | 令和元年度三重県一般会計補正予算（第9号） |
| 議案 | 第73号 | 令和元年度三重県県債管理特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第74号 | 令和元年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算（第1号） |
| 議案 | 第75号 | 令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第76号 | 令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第77号 | 令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案 | 第78号 | 令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第79号 | 令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第80号 | 令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第81号 | 令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第82号 | 令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第83号 | 令和元年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案 | 第84号 | 令和元年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 議案 | 第85号 | 令和元年度三重県水道事業会計補正予算（第4号） |

- | | |
|--------|----------------------------|
| 議案第86号 | 令和元年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号） |
| 議案第87号 | 令和元年度三重県電気事業会計補正予算（第3号） |
| 議案第88号 | 令和元年度三重県病院事業会計補正予算（第3号） |
| 議案第89号 | 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について |
| 議案第90号 | 土木関係建設事業に対する市町の負担について |

議案第 69 号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」に対する修正案

議案第 69 号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」の一部を次のように修正する。

次の表の修正前欄に掲げる事項を同表の修正後欄に掲げる事項に傍線で示すように修正する。

| 項 目 | 頁 数 | 修 正 前 | 修 正 後 |
|-------------------------------------|--------------------|--|---|
| <p>第 1 章 基本計画策定の考え方 1 策定の趣旨</p> | <p>1 頁から 2 頁まで</p> | <p>国連では、2019～2028 年を国連「家族農業の 10 年」として定め、重要な役割を果たしている家族農業の発展の必要性を打ち出しています。<u>こうした中、今後、農村では、広域的に営農する農業経営体を中心としながら、兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家、企業やNPO法人などが参画した地域農業を守っていく体制を構築していく必要があります。</u></p> | <p>国連では、2019～2028 年を国連「家族農業の 10 年」として定め、重要な役割を果たしている家族農業の発展の必要性を打ち出しています。</p> <p><u>こうした中、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍に向け、法人や大規模経営だけでなく、これまで地域農業を担ってきた家族農業などの維持・継続を図っていくため、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めていく必要があります。</u></p> <p><u>また、国においても、新たな「食料・農業・農村基本計画」の中で、人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として進めることが示されており、こうした国の施策をしっかりと活用しながら着実に取組を進めてい</u></p> |

| 項 目 | 頁 数 | 修 正 前 | 修 正 後 |
|---|------|---|--|
| | | <p>昨今の農業・農村における脅威として、(略)、夏の異常高温に対応した生産対策などが必要となっています。</p> | <p><u>く必要があります。</u></p> <p>昨今の農業・農村における脅威として、(略)、夏の異常高温に対応した生産対策などが必要となっています。</p> |
| <p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 めざす方向</p> | 39 頁 | <p>農業経営体の経営を発展させるため、農地集積等による経営規模の拡大、複合化や多角化、法人化などに取り組むとともに、地域農業の継続発展に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家等が参画した集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。</p> | <p>農業経営体の経営を発展させるため、農地集積等による経営規模の拡大、複合化や多角化、法人化などに取り組むとともに、地域農業の発展に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの<u>家族農業の維持・継続</u>、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。</p> |
| <p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 現状と課題</p> | 39 頁 | <p>また、中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農家等も参画した集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入などを促進する必要があります。</p> | <p>また、中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農家などの<u>家族農業が維持されるとともに</u>、集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入などを促進する必要があります。</p> |
| <p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 主な取組方向</p> | 40 頁 | <p>③ 中心となる担い手が不在の地域等において、営農を維持・発展させるため、<u>小規模な兼業農家や高齢農家等も参画した集落営農の組織化・法人化</u>、既存の集落営農の広域化や近隣地域で営農を行う農業経営体との連携促進等に取り組</p> | <p>③ 中心となる担い手が不在の地域等において、営農を維持・発展させるため、<u>集落営農の組織化・法人化</u>、既存の集落営農の広域化や近隣地域で営農を行う農業経営体との連携促進等に取り組むとともに、小規模な兼業農家や高齢農家</p> |

| 項 目 | 頁 数 | 修 正 前 | 修 正 後 |
|--|------|--|---|
| | | みます。 | <u>などの家族農業の維持・継続の促進を図ります。</u> |
| <p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開</p> <p>基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立</p> <p>【基本事業Ⅱ-2】農業経営体の持続的な経営発展の促進</p> | 42 頁 | <p>◇ 集落における多面的機能の維持活動や基盤整備事業との連携を図りながら、集落リーダーの養成等を進め、<u>小規模な兼業農家や高齢農家</u>、地域のさまざまな方々の参画による集落営農の組織化、法人化を促進します。</p> <p>◇ 農業経営体のそれぞれの経営のステージに応じ、(略)、アドバイスなどに取り組みます。</p> | <p>◇ 集落における多面的機能の維持活動や基盤整備事業との連携を図りながら、集落リーダーの養成等を進め、地域のさまざまな方々の参画による集落営農の組織化、法人化を促進します。</p> <p>◇ <u>地域の実情に応じて、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業の維持・継続の促進に取り組みます。</u></p> <p>◇ 農業経営体のそれぞれの経営のステージに応じ、(略)、アドバイスなどに取り組みます。</p> |
| <p>第5章 推進体制の整備</p> <p>2 注力する取組とその推進体制</p> <p><プロジェクト2>多様な担い手の確保・育成</p> <p>1 めざす姿と取組方向</p> <p>(3) 小規模な兼業農家や高齢農家等の参画・連携による地域農業・集落機能の維持発展</p> <p>ア めざす姿</p> | 59 頁 | <p>・集落等において、<u>小規模な兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家などの関係者が参画した集落営農等</u>により、地域農業が維持・発展している姿</p> | <p>・集落等において、<u>小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が維持・継続されるとともに、多様な担い手が参画した集落営農等</u>により、地域農業が維持・発展している姿</p> |

令和2年定例会2月定例会会議 請願審査結果一覧表

| 区分 | 総数 | 採択 | 一部採択 | 不採択 | 審査中 | 継続審査 | 審議未了 | その他 |
|-----|----|----|------|-----|-----|------|------|-----|
| 新規分 | 1 | 1 | | | | | | |
| 継続分 | | | | | | | | |
| 計 | 1 | 1 | | | | | | |

(請願)

(新規分)

| 所管委員会 | 受理番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 | 審査結果 | 処理経過報告及び結果の報告を求めるもの |
|--------|------|------------------|--|---|------|---------------------|
| 総務地域連携 | 請 12 | 自動車関係諸税等の見直しについて | 鈴鹿市平田町 1907 全日本自動車産業労働組合 総連合会 三重地方協議会 議長 高津 健一 | 川口 円 中瀬 信之 中瀬古初美 田中 智也 小島 智子 倉本 崇弘 稲森 稔尚 藤田 宜三 | 採択 | |

令和2年定例会2月定例会会議 意見書案一覧表

令和2年3月

[意見書案]

○総務地域連携常任委員会提出

意見書案第2号 自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

○議員発議

意見書案第3号 CSFの防疫対策の強化等を求める意見書案

意見書案第4号 種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書案

意見書案第2号

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

上記提出する。

令和2年3月12日

提 出 者

総務地域連携常任委員長 廣 耕太郎

自動車関係諸税等の見直しを求める意見書案

日常生活において必要不可欠な交通手段である自動車には、取得・保有・走行の各段階において、複雑かつ過重な税負担が課せられており、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や消費税との二重課税といった様々な課題が指摘されている。また、自動車保険料、高速道路料金等の自動車に係る費用も、自動車ユーザーにとって大きな負担となっている。

自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減は、自動車ユーザーの負担軽減のみならず、自動車が重要な交通手段となっている地方の経済活性化にもつながる。また、公共交通機関の廃止、自動車ユーザーの高齢化等の課題がある中で、誰もが自由に安全な移動を享受できるよう、最新技術が搭載された安全性の高い自動車を購入しやすい社会を実現することが重要であり、このような観点からも、自動車関係諸税等の簡素化や負担軽減を早急に実現することが必要である。

よって、本県議会は、自動車関係諸税等について、地方財政に影響を与えないよう、具体的な代替財源を確保することを前提として、国において、次の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 車体課税に関し、自動車重量税の「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、環境性能割を含む自動車税・軽自動車税について、負担軽減を図るための措置を講ずること。
- 2 燃料課税に関し、「当分の間として措置される税率」を廃止するとともに、複雑な課税制度の簡素化及び消費税との二重課税の解消を図るための措置を講ずること。
- 3 自動車保険料を所得税の所得控除の対象とすること。また、地方の実情等を考慮した高速道路料金体系を検討すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

意見書案第3号

CSFの防疫対策の強化等を求める意見書案

上記提出する。

令和2年3月12日

提出者

小林 貴 虎

山 本 佐知子

田 中 智 也

小 島 智 子

倉 本 崇 弘

野 村 保 夫

山 内 道 明

山 本 里 香

稲 森 稔 尚

藤 田 宜 三

石 田 成 生

CSFの防疫対策の強化等を求める意見書案

平成30年9月、岐阜県の養豚場において、我が国では26年ぶりとなるCSFの発生が確認された。その後、本県を含む複数の県においてもCSFの発生が確認されるなど、感染が拡大する状況が見受けられた。

このような中、国において、令和元年10月に「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」が改正され、CSFの感染リスクが高い地域での予防的ワクチンの接種が可能となった。

その後、ワクチン接種推奨地域の拡大が示され、今後、多くの地域においてワクチン接種の開始が見込まれるが、本県をはじめ、先行してワクチン接種を開始している県では、ワクチン接種に関する様々な課題も見えてきているところである。

よって、本県議会は、今後のワクチン接種がよりの確に実施されるとともに、養豚農家の負担軽減が行われることにより、CSFの防疫対策の強化等が図られるよう、国において、下記の事項について措置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 ワクチン接種がよりの確に実施されるよう、家畜防疫員によるワクチン接種のみならず、日常的に農場に出入りしている管理獣医師による接種や、家畜防疫員の指示書に基づく家畜の所有者による接種を認めること。また、初回接種時の種豚（雄及び雌）については、ワクチンを2回注射するなど、抗体付与率を上げるための手法を検討すること。
- 2 ワクチン接種農場でCSF感染が確認された場合の殺処分については、発症豚のみを対象とし、CSF感染リスクが極めて低いワクチン接種豚の除外を検討すること。

- 3 ワクチン接種豚については、農場から移動する際には、家畜伝染病予防法第7条及び家畜伝染病予防法施行規則第13条に基づくいわゆる「Vマーク」を記すこととされているが、「Vマーク」は豚を洗った際に消えてしまうことがあることなどから、ワクチンの接種区域内において移動する場合には、「Vマーク」のほか、と畜場法施行令第7条及びと畜場法施行規則第15条に基づく病歴及び投薬歴に関する情報を含む検査申請書による確認も可能とすること。
- 4 CSF発生農場に交付される殺処分家畜等に対する手当金や家畜防疫互助基金支払金について、経営再開がスムーズに進むよう免税措置を講ずること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

意見書案第4号

種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書案

上記提出する。

令和2年3月12日

提出者

小林 貴 虎

山 本 佐知子

田 中 智 也

小 島 智 子

倉 本 崇 弘

野 村 保 夫

山 内 道 明

山 本 里 香

稲 森 稔 尚

藤 田 宜 三

石 田 成 生

種苗法の改正について慎重な審議を求める意見書案

現在、国において、品種登録をした農産物（以下「登録品種」という。）の国外流出の防止を図ること等を目的とした種苗法の改正が検討されており、その改正内容の一つとして、農業者が登録品種の自家増殖を行う場合に、育成者権者の許諾を必要とすることが盛り込まれている。

登録品種の国外流出の防止を図ることは重要であり、そのための措置を講ずることは必要である。

しかしながら、これまで、農業者が登録品種を作付用の種苗として使う自家増殖は一部を除いて原則として認められており、今回の改正によって原則として、全ての登録品種の自家増殖が許諾制になると、許諾に関する事務手続や費用負担の増加などが見込まれ、農業経営等に影響を与えることが懸念される。

よって、本県議会は、種苗法の改正について、農業者に大きな影響を与えることのないよう、慎重な審議を行うことを求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 中 嶋 年 規

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣

令和2年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その2)

| 区 分 | 件 名 | 概 要 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|---|-----|-----|-------|-----|-----|-------|----|-------|-----|---|----|--|
| ◎その他議案 (4件) 総務部 | 【1】 副知事の選任につき同意を得るについて 【2】 教育長の選任につき同意を得るについて 【3】 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて 【4】 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて | <table border="1" data-bbox="758 362 1428 631"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="4">議案 4件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>認 報 提</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4件</td> <td></td> </tr> </table> <p>副知事に次の者を選任するにあたり、地方自治法第1.6 2条の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">廣 田 恵 子</p> <p>教育長に次の者を選任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">木 平 芳 定</p> <p>教育委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">北 野 誕 水</p> <p>収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法第5 2条第3項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">名 島 利 喜 佐々木 勝 己</p> | 予 算 | - 件 | 議案 4件 | 条 例 | - 件 | その他議案 | 4件 | 認 報 提 | - 件 | 計 | 4件 | |
| 予 算 | - 件 | 議案 4件 | | | | | | | | | | | | |
| 条 例 | - 件 | | | | | | | | | | | | | |
| その他議案 | 4件 | | | | | | | | | | | | | |
| 認 報 提 | - 件 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 4件 | | | | | | | | | | | | | |

令和2年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その3)

| 区分 | 件名 | 概要 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------------------------|--|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|-------|--|--|---|--|--|--|---|--|
| <p>◎その他議案 (1件) 医療保健部</p> | <p>【1】 和解について</p> | <table border="1" data-bbox="742 376 1465 645"> <tr> <td>予 条 所 の 認 報 提</td> <td>算 案 議 案 定 告 出 計</td> <td>件 件 件 件 件 件 件</td> <td>議案 1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table> <p>通所リハビリテーション事業所の指定取消処分に係る損害賠償請求控訴事件について、県は裁判所の和解勧告を受けて、訴訟上の和解を行うものである。</p> | 予 条 所 の 認 報 提 | 算 案 議 案 定 告 出 計 | 件 件 件 件 件 件 件 | 議案 1件 | | | 1 | | | | 1 | |
| 予 条 所 の 認 報 提 | 算 案 議 案 定 告 出 計 | 件 件 件 件 件 件 件 | 議案 1件 | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | | | | | | | | | | | | |
| | | 1 | | | | | | | | | | | | |

三重県議会会議規則の改正について（案）

現行

（参集）

第1条 議員は、招集日の開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通知しなければならない。

2 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

改正案

2 議員は、公務、疾病、出産、家族の育児、看護（出産補助を含む。）又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

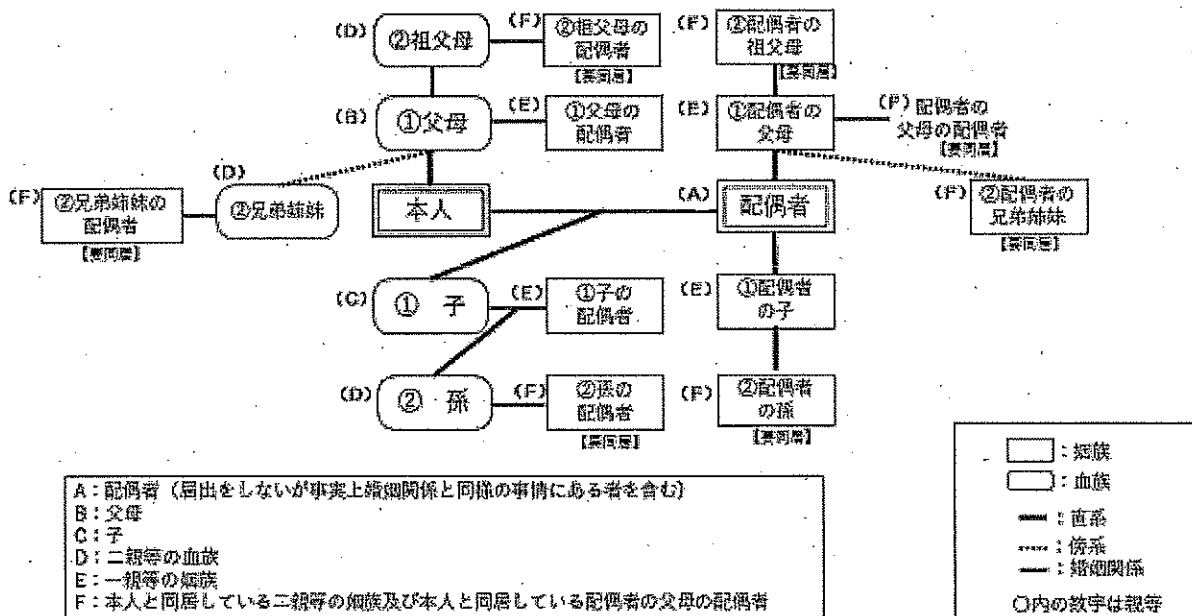
〔運用上の指針〕

家族の育児や看護等に積極的に関わり、社会としても後押ししていくという時代の要請に鑑み、会議の欠席の事由として、「家族の育児、看護（出産補助を含む。）又は介護」を追加し、下記のとおり運用する。

記

会議規則第1条第2項の欠席の事由のうち、「家族の育児、看護（出産補助を含む。）又は介護」における家族の範囲は、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母、子、二親等の血族、一親等の姻族、本人と同居している二親等の姻族及び本人と同居している配偶者の父母の配偶者とする。

【家族の範囲】



3月19日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案の配付について
- ・財政的援助団体等の監査結果の配付について

日程第1

議案第2号から議案第90号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2

請願の件〔討論、採決〕

日程第3

意見書案第2号から意見書案第4号まで〔討論、採決〕

日程第4

議提議案第1号〔採決〕

日程第5

議案第91号から議案第94号まで〔提案説明、採決〕

日程第6

特別委員会の調査事項に関する報告の件

休会の件

散 会

全員協議会

委員長会議

常任委員会、予算決算常任委員会分科会 開催順序 (案)

R2. 3. 18

【令和2年】

●5月 常任委員会 (所管事項説明)

| | | |
|---------|----------|-------------|
| 5/22(金) | 戦略企画雇用経済 | 教育警察 |
| 5/25(月) | 環境生活農林水産 | 医療保健子ども福祉病院 |
| 5/26(火) | 総務地域連携 | 防災県土整備企業 |

●6月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

| | | | |
|---------|--------------|----------------|------------------|
| 6/18(木) | 戦略企画雇用経済 (戦) | 環境生活農林水産 (農) | 医療保健子ども福祉病院(医) |
| 6/19(金) | 総務地域連携 (地) | 防災県土整備企業 (防) | 教育警察 (教) |
| 6/22(月) | 戦略企画雇用経済 (雇) | 環境生活農林水産 (環) | 医療保健子ども福祉病院(子・病) |
| 6/23(火) | 総務地域連携 (総) | 防災県土整備企業 (県・企) | 教育警察 (警) |

●10月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

| | | | |
|----------|--------------|----------------|------------------|
| 10/ 7(水) | 戦略企画雇用経済 (戦) | 環境生活農林水産 (環) | 教育警察 (警) |
| 10/ 8(木) | 総務地域連携 (地) | 防災県土整備企業 (防) | 医療保健子ども福祉病院(医) |
| 10/ 9(金) | 戦略企画雇用経済 (雇) | 環境生活農林水産 (農) | 教育警察 (教) |
| 10/12(月) | 総務地域連携 (総) | 防災県土整備企業 (県・企) | 医療保健子ども福祉病院(子・病) |

●10月 予算決算常任委員会分科会 (単独開催)

| | | | |
|----------|----------|----------|-------------|
| 10/29(木) | 戦略企画雇用経済 | 防災県土整備企業 | 教育警察 |
| 10/30(金) | 総務地域連携 | 環境生活農林水産 | 医療保健子ども福祉病院 |

●12月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会 (同日開催)

| | | | |
|----------|--------------|----------------|------------------|
| 12/ 9(水) | 戦略企画雇用経済 (戦) | 環境生活農林水産 (環) | 医療保健子ども福祉病院(医) |
| 12/10(木) | 総務地域連携 (地) | 防災県土整備企業 (防) | 教育警察 (教) |
| 12/11(金) | 戦略企画雇用経済 (雇) | 環境生活農林水産 (農) | 医療保健子ども福祉病院(子・病) |
| 12/14(月) | 総務地域連携 (総) | 防災県土整備企業 (県・企) | 教育警察 (警) |

○ () 内は、部局名。

防:防災対策部、戦:戦略企画部・部外、総:総務部、医:医療保健部、子:子ども・福祉部、
 環:環境生活部、地:地域連携部、農:農林水産部、雇:雇用経済部、県:県土整備部、企:企業庁、
 病:病院事業庁、教:教育委員会、警:警察本部

○ 審査・調査対象の部局は、当該委員会に付託される議案等の状況により、委員長の判断で開催する順序を変更することが出来るものとする。なお、委員会の開催日は変更しない。

○ 委員会室

| | |
|------------------|----------|
| 総務地域連携常任委員会 | 301 委員会室 |
| 戦略企画雇用経済常任委員会 | 302 委員会室 |
| 環境生活農林水産常任委員会 | 201 委員会室 |
| 医療保健子ども福祉病院常任委員会 | 501 委員会室 |
| 防災県土整備企業常任委員会 | 202 委員会室 |
| 教育警察常任委員会 | 502 委員会室 |

令和2年 定例会日程

| 月 | 日 | 曜 | 日 | 程 | 備 考 |
|----|-----|---|-----|--|------------------|
| 5月 | 8日 | 金 | 休 会 | | 代表者会議 議会運営委員会 |
| | 9日 | 土 | | | |
| | 10日 | 日 | | | |
| | 11日 | 月 | 休 会 | | |
| | 12日 | 火 | 休 会 | | 代表者会議 |
| | 13日 | 水 | 休 会 | | 代表者会議 |
| | 14日 | 木 | 休 会 | | 代表者会議 議会運営委員会 |
| | 15日 | 金 | 本会議 | 役員選出(5月会議) | |
| | 16日 | 土 | | | |
| | 17日 | 日 | | | |
| | 18日 | 月 | 休 会 | | |
| | 19日 | 火 | 休 会 | | |
| | 20日 | 水 | 休 会 | | 代表者会議 |
| | 21日 | 木 | 休 会 | | |
| | 22日 | 金 | 委員会 | 所管事項説明(戦略企画雇用経済、教育警察) | |
| | 23日 | 土 | | | |
| | 24日 | 日 | | | |
| | 25日 | 月 | 委員会 | 所管事項説明(環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院) | |
| | 26日 | 火 | 委員会 | 所管事項説明(総務地域連携、防災県土整備企業) | |
| | 27日 | 水 | 休 会 | | 議会運営委員会 |
| | 28日 | 木 | 休 会 | | |
| | 29日 | 金 | 休 会 | | |
| | 30日 | 土 | | | |
| | 31日 | 日 | | | |
| 6月 | 1日 | 月 | 委員会 | 特別委員会(年間活動計画策定) | |
| | 2日 | 火 | 休 会 | | |
| | 3日 | 水 | 本会議 | 議案上程(6月定例月会議) | 議案聴取会 議会運営委員会 |
| | 4日 | 木 | 休 会 | | |
| | 5日 | 金 | 休 会 | | |
| | 6日 | 土 | | | |
| | 7日 | 日 | | | |
| | 8日 | 月 | 本会議 | 議案質疑 | 議会運営委員会 |
| | 9日 | 火 | 休 会 | | |
| | 10日 | 水 | 本会議 | 一般質問 | |
| | 11日 | 木 | 休 会 | | |
| | 12日 | 金 | 本会議 | 一般質問 | |
| | 13日 | 土 | | | |
| | 14日 | 日 | | | |
| | 15日 | 月 | 休 会 | | |
| | 16日 | 火 | 本会議 | 一般質問 | |
| | 17日 | 水 | 休 会 | (予算決算常任委員会総括質疑) | |
| | 18日 | 木 | 委員会 | 付託議案審査(戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会) | |
| | 19日 | 金 | 委員会 | 付託議案審査(総務地域連携、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会) | |
| | 20日 | 土 | | | |
| | 21日 | 日 | | | |
| | 22日 | 月 | 委員会 | 付託議案審査(戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、 医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会) | |
| | 23日 | 火 | 委員会 | 付託議案審査(総務地域連携、防災県土整備企業、 教育警察の各常任委員会・分科会) | |
| | 24日 | 水 | 休 会 | (常任委員会予備日) | |
| | 25日 | 木 | 休 会 | (委員会等予備日) | |
| | 26日 | 金 | 委員会 | 予算決算常任委員会(採決) | |
| | 27日 | 土 | | | |
| | 28日 | 日 | | | |
| | 29日 | 月 | 休 会 | | 代表者会議 議会運営委員会 |
| | 30日 | 火 | 本会議 | 採決(6月定例月会議) | |

※ 請願陳情の受理

・6月3日(水) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

・3月20日(金)～6月2日(火)

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案について

第1 規則改正の内容

会議の欠席の事由として、家族の育児、看護又は介護を例示として追加し、所要の整備をしようとするものである。

第2 施行期日

この規則は、公布の日から施行するものとする。

議提議案第 号

三重県議会議規則の一部を改正する規則案

右提出する。

令和二年三月 日

提出者

三重県議会議規則の一部を改正する規則
三重県議会議規則(昭和三十一年三重県議会議規則第一号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(参集)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 議員は、公務、疾病、出産、家族の育児、看護(出産補助を含む。)又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> | <p>(参集)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を示して、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

会議の欠席の事由として、家族の育児、看護又は介護を例示として追加し、所要の整備をしようとするものである。これが、この議案を提出する理由である。